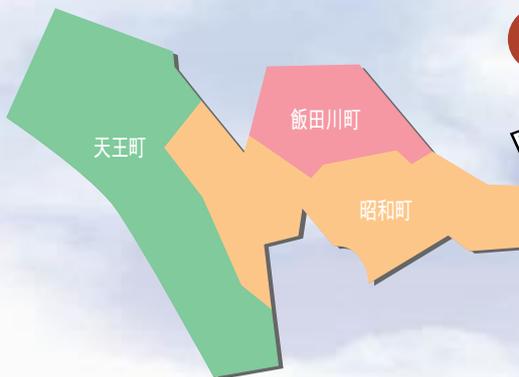


天王町・昭和町・飯田川町



合併協議会だより

第8号 2004年1月

新年あけましておめでとうございます

飯田川町 『しめ縄づくり』

老人クラブのみなさんの活躍により、大・中・小合わせて150個の『しめ縄』ができました。



昭和町『凧の会』

平成16年2月8日(日)の12回目の凧上げ大会に向けて、新しい凧を制作中。



天王町 私立追分幼稚園の もちつき大会

幼稚園恒例のもちつき大会でみんなおあはしゃぎ。一生懸命もちをついたおかげでいつもより“おいしく”できました。



基本三項目を確認

平成十五年十二月十九日（金）天王町福祉センターにおいて、第八回合併協議会が開催されました。協議会には、委員等二十二名が出席し、約八十人が傍聴しました。はじめに石川会長は『本音のところでは協議を重ねながら最後は、この合併に懸けるといってぐらに利害得失を超えた決断が必要という小西砂千夫教授の講演を心にし、本協議会の前進を期していきたい』とあいさつ。続いて、継続協議となっていた新市の名称など五項目と、ごみ収集運搬業務の取扱いなど三項目の協議が行われました。

名称の決定方法

事務所の位置

財産及び債務

協議事項



《継続協議》
新市の名称について
(名称の決定方法の確認)

《継続協議》
新市の事務所の位置について
(合併時の事務所の位置の確認)

《継続協議》
財産の取扱いについて
(財産及び債務の取扱い)

新市の名称など三項目について、調整案の土台づくりのために協議を進めていた小委員会の後藤委員長から調整案が報告されました。報告によると、小委員会の四回目が平成十五年十二月八日、五回目が十二月十五日にいずれも天王町役場で開催され、調整案がま

財産の取扱いについて
財産はすべて新市に引き継ぐ

三町の所有する財産及び債務については、すべて新市に引き継ぐものとする。

《継続協議》
議会議員の定数及び任期の取扱いについて

議会議員の定数及び任期の取扱いについては、協議の中で『県内の事例も参考にし、在任特例期間が一年くらい、定数は二十四名が適当だと感じている』『財政を健全化していくためには、早い時期に新たな定数でスタートすべきであり、在任特例期間はできれば一年以内、財政シミュレーションを踏まえ定数は二十二人と考えている』『民意を新市にどのように反映していくのか、議会議員は民意を代弁する立場であることからもう少し検討する必要がある』などの意見があり、継続協議としました。

《継続協議》
農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについては、協議の中で『三町の農業委員会がどの程度までの話し合いを行い、どういう考えをもっているのかを提示していただきたい』との意見があり、次回協議会に農業委員

会の意向を提示することとし継続協議としました。

《継続協議》
ごみ収集運搬業務の取扱いについて

ごみ収集運搬業務の取扱いについては、次のとおり確認しました。

- 一般廃棄物収集運搬体制については、平成十七年度から統一する。
- 燃えるごみ 週一回
- 燃えないごみ 週一回
- 資源ごみ 週一回
- 粗大ごみ 年四回
- 廃タイヤ 年一回

ごみ袋等の取扱いについては、当面現行のとおりとし、新市において販売方法を調整する。

《継続協議》
環境対策事業の取扱いについて

環境対策事業の取扱いについては、次のとおり確認しました。

- 生ごみ堆肥化補助事業については、平成十七年度から天王町の例により実施する。
- コンポスト一台につき三、〇〇〇円助成
- E M 圃による生ごみ減量・堆肥化のための E M パケツを一世帯に二個で二、〇〇〇円補助
- 生ごみ搾り器を無料配布

廃棄物減量等推進委員会、廃棄物減量等推進協議会及び環境審議会については、新市において設置する。

公害対策事業については、新市において実施する。

廃棄物処理計画等については、新市におい

とめられました。続いて小委員会から報告された内容について協議が行われ、小委員会の調整案のとおり確認されました。確認された内容は次のとおりです。

《継続協議》
新市の名称について
三町の名称は使用しない

新市の名称については、公募を行ったうえで小委員会において候補を絞り込み、合併協議会で決定する。ただし、三町の名称は使用しないものとする。

《継続協議》
新市の事務所の位置について
現在の天王町役場に

新市の事務所の位置は、新市の庁舎の建設までの間、南秋田郡天王町天王字上江川四七番地一〇〇とする。

新市の庁舎は本庁方式により天王町地内に建設するものとし、位置については昭和町、飯田川町の住民の利便性を考慮し、選定する。

新市の庁舎の建設は新市建設計画（財政計画を含む）に明記し、合併特例債の適用を受けられる期間中に建設する。

新市名称決定までの流れ

新市名称の公募

・新市名称の募集期間は、平成16年2月11日まで（詳細については、16ページまたは募集チラシをご覧ください。）

新市名称候補選定小委員会

・選定基準の決定
・応募作品の中から10作品を選定

合併協議会

・10作品の中から新市名称を決定

て策定する。

し尿処理については、当面現行のとおりとする。

合併後、公共施設のISO14001認証取得に努めるものとする。

犬の登録事務については、現行のとおりとする。

《継続協議》
公立学校の通学区域の取扱いについて

公立学校の通学区域の取扱いについては、次のとおり確認しました。

公立学校の小学校、中学校の通学区域については、当面現行のとおりとし、必要に応じて新市において調整する

施設の使用料は(原則)いまままでどおり

平成十五年十一月二十八日(金) 昭和町農村環境改善センターにおいて、第七回合併協議会が開催されました。協議会には、委員等二十一名が出席し、約九十人が傍聴しました。はじめに石川会長は『基本三項目が継続協議となっているが、難しい問題を先送りしないで、本音のところで協議を重ねながら少しずつでも前進していきたい』とあいさつ。続いて住民アンケート調査結果が報告された後、継続協議となっていた新市の名称など三項目と使用料・手数料等の取扱いなど五項目の協議が行われました。

報告事項

住民アンケート調査結果について

新市建設計画策定にあたり、平成十五年九月十七日～九月二十九日までの間に実施された住民アンケート調査結果について報告されました。詳細については、ホームページからご覧ください。

協議事項

《継続協議》 新市の名称について (名称の決定方法の確認)

《継続協議》 新市の事務所の位置について (合併時の事務所の位置の確認)

《継続協議》 財産の取扱いについて (財産及び債務の取扱い)

新市の名称など三項目については、調整案の土台づくりのため小委員会からの報告がさ

れましたが、調整案は小委員会で引き続き協議することになり、協議会においても継続協議としました。

小委員会の報告

新市の名称、新市の事務所の位置及び財産の取扱い等に関する小委員会を平成十五年十一月二十四日に昭和町役場で開催。その後、各町に持ちより検討し、十一月二十八日も昭和町役場で開催しましたが、引き続き協議することとしました。

議会議員の定数及び任期の取扱いについて

議会議員の定数及び任期については、協議の中で『新市の名称等、基本三項目がまだ確認されていない中では、議会議員の項目を協議するといってもなかなか判断できない状況である』、『定数については、地方自治法の上限数である二十六人でも問題ないと思う。在任特例については、新市のスムーズな移行のため有効に使っていただきたいが、二年は長いように感じる。実例等を参考に期間を決めてほしい』との意見がありました。継続協議としました。

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会委員についても、議会議員の定数及び任期と同様の意見があり、継続協議としました。



使用料、手数料等の取扱いについて (使用料等の取扱い)

使用料等の取扱いについては、次のとおり確認しました。

施設の使用料等については、施設内容及び建設年度が異なり、また、その使用料が地域に定着していることを考慮し、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設等の使用料については、可能な限り統一に努めるものとする。行政財産及び普通財産使用料については、合併時に統一する。

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについては、次のとおり確認しました。

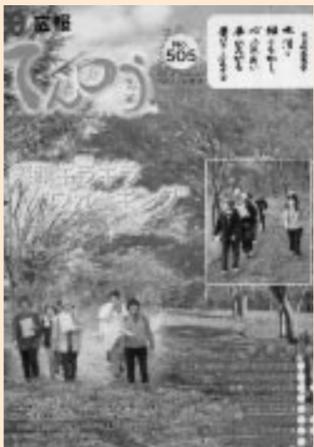
市章については、新市において定める。市の木、花、鳥、魚については、新市において制定を検討する。市歌、市民憲章及び各種宣言については、新市において制定を検討する。表彰制度については、新市において定める。ただし、名誉町民、町特別功労者、町功労者は、新市に引き継ぐものとする。

広報広聴関係事業の取扱いについて

広報広聴関係事業の取扱いについては、次のとおり確認しました。

3町広報及びホームページの現況

広報



【毎月1日発行】



【毎月1日発行】



【毎月1日発行】

ホームページ



www.town.tenno.akita.jp/



www.town.showa.akita.jp/



www.iitagawa-town.com/

新市において、行政懇談会を設けるなど、住民の行政に対する意見・要望等の広聴に十分配慮する。

合併は利害得失を超えたところまで！

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会主催による「新市まちづくり講演会」が平成十五年十一月二十四日に関西学院大学大学院の小西砂千夫教授を講師に招き開催されました。会場の羽城中学校視聴覚ホールには三町内外から約二五〇名の参加者が集まり、熱弁に耳を傾けました。

小西教授は「市町村合併の動向と自治体の決断」と題して関西弁でユーモアを交えながら一時間半にわたり講演しました。



講演の要旨

住民関与のあり方

合併をしたくて仕方ない人なんていません。しかし、それを押してまでやらなければいけない理由があります。この合併を通じて何か新しい目標を目指していくという前向きな気持ちがないと合併というものはできません。

どんな合併も良くないということはないですが、やりさえすれば良いということはありません。大事なものは、住民が侃々諤々(かんかんがくがく)の議論をして、地域全体が下した決断に責任をとれるまで議論を煮詰めることです。そうすれば町長や議会議員は合併問題に判を押すことができます。

地方分権改革以来の経緯

市町村合併の流れは、省庁主導ではなくて政治主導の政策です。今、日本の国は都市と農村の対立というのがベースにあって、都市にウエイトを持ってこいということになっていきます。そういう中で、政治主導の市町村合併が出てきました。これに対して「合併なんか誰がするか」と捨ててしまつのも一つの道です。ですが、この逆風の流れを何とか逆手にとつて良いものを後の世代に残そうという、前向きな気持ちがあれば地域にエネルギーが出てきます。まちづくりというのはこの地域のエネルギーが最大限出ないといけません。

市町村合併が必要とされる理由

『市町村合併が必要とされる理由』ここが一番大事な所です。理由は二つ半ありまして、一つ目は住民が生活している範囲と行政区画が一致した方が政策がしやすい、ということです。

市町村行政というのは住民の生活に直接関わる生活行政です。普通に行き来する地域でそれぞれ行政区画が分かれています、生活行政はやりにくいわけですから生活圏は一つの行政区画であつた方がいい。だからといってこの三町が直ちに今日にでも合併しなさいということではないですが、生活圏が一致して

自治体の決断を左右するもの

やはり合併に伴って利害得失は出てくるわけです。きめ細かく調整してそれぞれの自治体に損得が出ないようバランスを取っていく必要がありますが、最後はそれを乗り越えていかなければなりません。合併した所というのは損得を超えたところで決断をしている感じがあります。

町長も、議会議員も、職員も、住民も「この合併に懸けよう」という熱い思いが出てきた時に初めて合併はできます。これから十七年三月まで議論を煮詰め、考えるべき事は考えたという形で合併について決断していただきたいです。

いるところは、合併の話が一度消えたとしてもまた先に出てくると思います。どちらにしても長い目で見れば逃れられない問題だと思います。

二つ目の理由ですが、合併というものは『住民自治』よりも、『団体自治』にすぐくウエイトがかかっています。自治という観点から見れば主役はあくまで住民自治で団体自治はその土台にすぎませんが、土台がボロボロでは住民自治そのものが成り立ちません。団体自治という土台の上に住民自治というものが乗って総体として自治であつて、その両方が上手くかみ合わないといけません。

住民自治というのは自分自身の問題ではなくて、地域の共同の問題を担い合うというものです。消防や防災なんてその典型です。合併に対する反対論の要旨を見ると、せっかく住民が一生懸命そこで地に足のついた自治活動をしてきているのにそれが崩されてしまうのではないかということです。それに対して実際に合併に動き出している自治体では、合併してもそれぞれの地域で自治の形は守ってもらつたということを言っています。住民自治をないがしろにして合併を議論しても意味がないです。しっかりと住民自治の舞台である団体自治を創りあげることこそが合併の基本ということです。

ではその団体自治とは何であるかということ、これは役場を指すと考えてもらえばいいです。市町村は規模の大小によって権限に差をつけない、と言うのが日本の地方自治の

大原則としてありまして、小規模自治体ほど職員の負担は大きくなります。しかも市町村の仕事は増える一方です。この三町も合併の必要が全くないという職員規模ではなく、団体自治の強化という意味で合併を目指すのは自然なことだと思います。

ポスト合併特例法

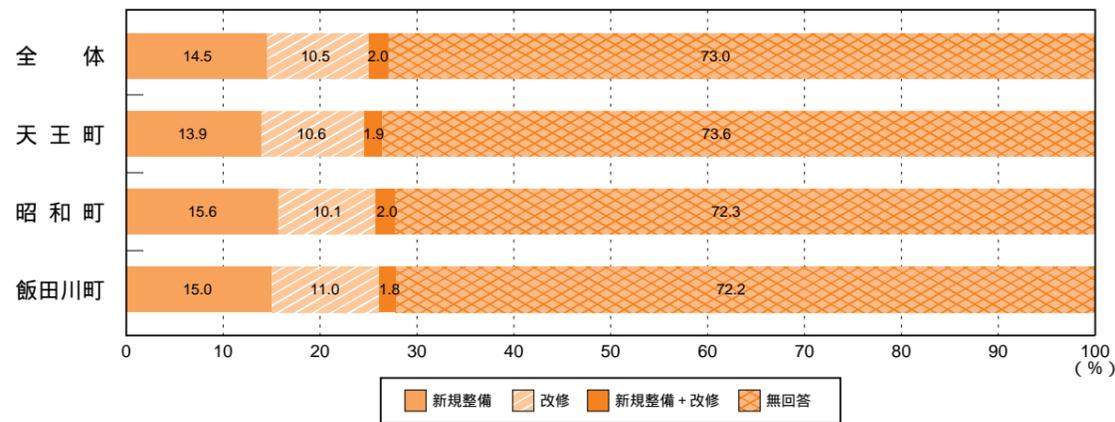
地方制度調査会の答申によれば、十七年四月以降の合併特例法では、人口一万人未満の合併しなかつた自治体には都道府県が勧告をする事になっていきます。この地域は今見送つたとしても、人口規模や歴史的背景からどうしても勧告される地域だといつていいです。この機会にできるだけ期限まで議論を煮詰めて欲しいと思います。



住民アンケート調査結果

新規整備や改修等の希望

無回答が全体の73.0%を占め、特に具体的な希望がないのが大勢ですが、希望する内容は多岐に渡っています。



具体的には、次のような要望がありました。

【レジャー関連】

- * 高齢者から若者・子どもまで広くレジャーが楽しめる場の確保。
- * 公園や広場の施設増設等の機能拡充や美化等。
- * 温泉の新設や宿泊施設の設置。
- * 買物の楽しめる商業施設や、若者を中心としたアミューズメント施設の誘致。

【スポーツ施設】

- * 体育館の雨漏り対策や観覧席の設置。
- * トレーニング施設の新設や機器の充実。
- * プールの屋内化と温水化。
- * サッカーやラグビー等の競技ができるグラウンドの新設や野球場の改修。
- * 飯田川町の高齢者層を中心に、グラウンドゴルフ場の新設（建設中）

【コミュニティ施設】

- * 公民館、分館、コミュニティセンター等の新設・改修（トイレ、流し等含む）。
- * 世代間や高齢者の交流の促進、音響設備の向上や防音設備の強化。

【文化・学習関連】

- * 音楽・芸術等が一体的に利用できる施設として文化会館の新設。
- * 蔵書の充実や図書検索を含めた図書館の整備拡充。飯田川町では図書館の新設。
- * 美術館や資料館、生涯学習施設等の整備。
- * パソコンを利用できる環境や、講習の機会の拡充。

新市のまちづくりのための住民アンケート調査結果

新市建設計画の策定にあたり、新市における住民の行政やまちづくりに対する意向・要望・ニーズ等を把握するため、平成15年9月17日～9月29日まで、無作為抽出した3町の15歳以上の住民3,100の方に住民アンケート調査を実施しました。その内容について一部抜粋して紹介いたします。

調査票の配布・回収は次のとおりです。

(単位：人)

	総数	天王町	昭和町	飯田川町	無回答
発送(構成比)	3,100	1,900(61.3%)	760(24.5%)	440(14.2%)	
回収	1,384	796	358	227	3
回収率	44.6%	41.9%	47.1%	51.6%	

1. 公共施設の利用状況

施設の利用経験率

公民館・分館、公園・広場、体育館・武道館等、文教・スポーツ関連の施設と児童福祉関連の施設の利用が比較的多いと言えます。

未利用者の今後の利用意向

現在も比較的利用の進んでいる施設に加え、福祉センター等高齢者福祉に絡む諸施設への利用意向が比較的強く現れており、高齢化が一段と進んでいく今後は高齢者福祉施設へのニーズが非常に高いことがうかがえます。

(上位10施設)

順位	施設	利用率(%)
1	公民館・分館	42.6
2	公園・広場	34.0
3	体育館・武道館	30.8
4	図書館(室)	27.4
5	野球場・多目的運動広場	23.5
6	幼稚園・保育所	23.3
7	児童館・地区児童館	23.2
8	保健センター	21.7
9	その他集会施設等	20.9
10	グラウンドゴルフ場	19.4

(上位10施設)

順位	施設	今後利用したい(%)	利用するつもりはない(%)
1	公園・広場	73.3	26.7
2	図書館(室)	70.1	29.9
3	保健センター	66.4	33.6
4	福祉センター	65.6	34.4
5	在宅介護支援センター	65.5	34.5
6	老人保健施設	65.1	34.9
7	デイサービスセンター	65.0	35.0
8	訪問看護ステーション	63.6	36.4
9	美術館・資料館	62.2	37.8
10	公民館・分館	59.1	40.9

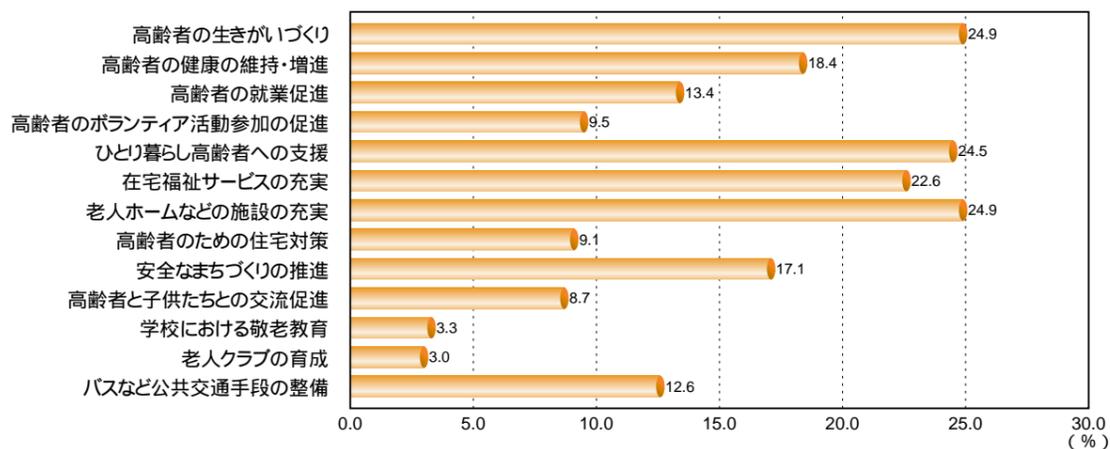
3. 優先的に取り組むべき施策

最も多かったのは、「保健・医療の充実」であり、次いで行財政運営の効率化、社会福祉、子育て支援、幼児・学校教育の充実、産業振興、道路、上下水道等のインフラ整備などが、比較的重要視すべき施策として捉えられています。

合計(1位、2位、3位として挙げられたものの合算)					
順位	項目	(%)	順位	項目	(%)
1	保健・医療の充実	25.4	15	住環境の整備	8.2
2	行財政運営の効率化	18.3	16	消防・防災・交通安全の推進	7.7
3	社会福祉の充実	17.2	17	文化・スポーツの振興	6.9
4	子育て支援の充実	16.8	18	公共交通の充実	6.3
5	幼児・学校教育の充実	16.0	19	公園・緑地の整備	6.3
6	商工業の振興	15.5	20	地域コミュニティの推進	6.3
7	道路の整備	15.0	21	衛生環境の整備	6.2
8	自然環境の保全	12.1	22	生涯学習の推進	5.8
9	上下水道の整備	11.8	23	情報化の推進	5.8
10	地域福祉の充実	11.0	24	市街地の整備	5.4
11	住民組織と行政との関係の再構築	10.8	25	市民活動の促進	3.2
12	起業の促進・支援	9.7	26	保険事業の充実	2.7
13	観光・レクリエーションの振興	8.8	27	男女共同参画社会の形成	2.2
14	農林水産業の振興	8.4	28	地域間・国際交流の推進	1.3

4. 分野ごとの重要課題

高齢社会 「高齢者の生きがいづくり」、「老人ホームや施設の充実」が最も高く、以下「ひとり暮らし高齢者への支援」、「在宅福祉サービスの充実」が続いています。
60代・70代では、他の年齢層に比べて「高齢者の生きがいづくり」や「高齢者の健康の維持・増進」を重視する人が多くなっています。



【子ども関連】

- * 30代前後を中心に、子どもが安心して遊べる施設として児童館、公園の設置。
- * 共働きの世帯からは託児所や保育園、学童保育の充実。
- * 保育園の受入れ枠拡大や24時間化、0才児受入れなどの子育て支援の拡充。
- * 地区児童館や幼稚園の改築や改装。

【保健医療福祉関連】

- * 高齢者や壮年層を中心に老人ホームや老人保健施設の整備。
- * 各種介護支援サービスの充実。
- * 老人憩いの家の改修(トイレ等)。
- * 障害者支援施設、斎場、墓地公園の整備。

【社会インフラ基盤・公共交通等】

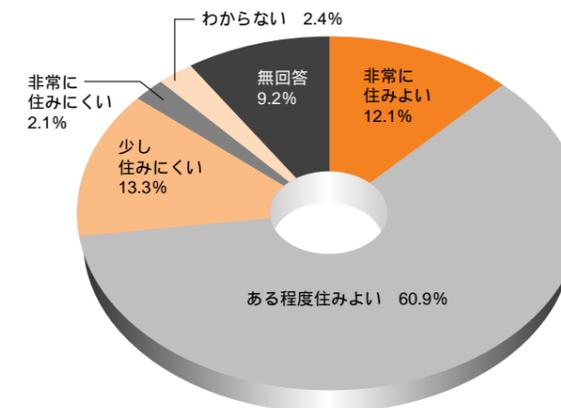
- * 公共交通網の整備、プレジャーボートの係留施設、下水道、情報通信基盤(ケーブルテレビや携帯電話の通話エリア拡大)の整備。
- * 3町間の連絡機能の強化や既存の道路の改修、歩行者や車椅子の方が利用しやすい歩道の整備。
- * 駅舎と駅前広場の改修。

【その他】

- * 町営住宅の改修や、ごみ置き場の管理強化(カラス対策等)、就職支援施設(ハローワーク等)の整備。
- * 天王町民からは、役場庁舎の改築あるいは新設と、駐車場が確保できる立地への移転等。
- * 合併後の支所機能の充実。
- * 電話による行政相談対応の強化。
- * 防災無線等の改善。

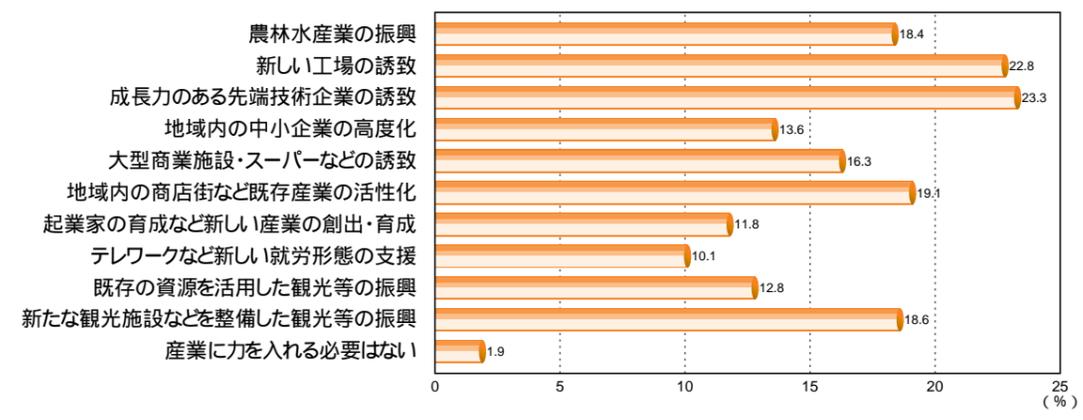
2. 生活環境についての評価

現在の生活環境について、全体的には住みよいと感じる住民が約7割と多く、一定の評価がされています。



産業振興

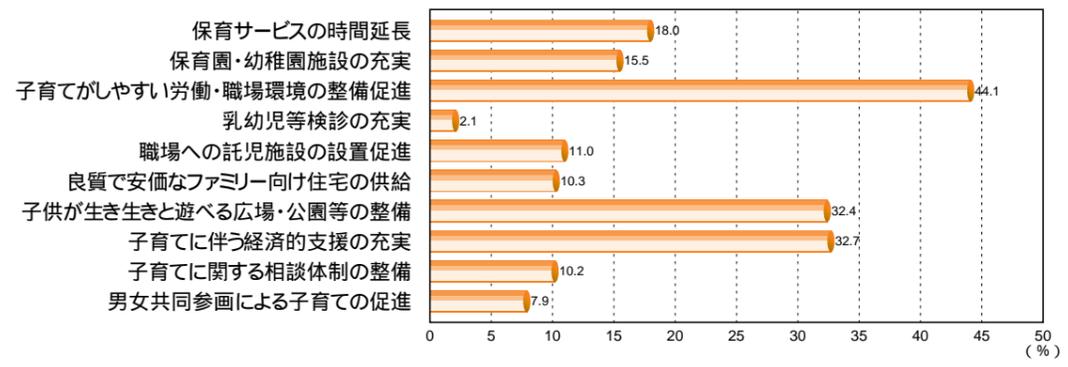
産業振興では、「成長力のある先端技術企業の誘致」が最も多く、次いで「新しい工場の誘致」、「地域内の商店街など既存商業の活性化」、「新たな観光施設などを整備した観光等の振興」、「農林水産業の振興」となっています。



子育て支援

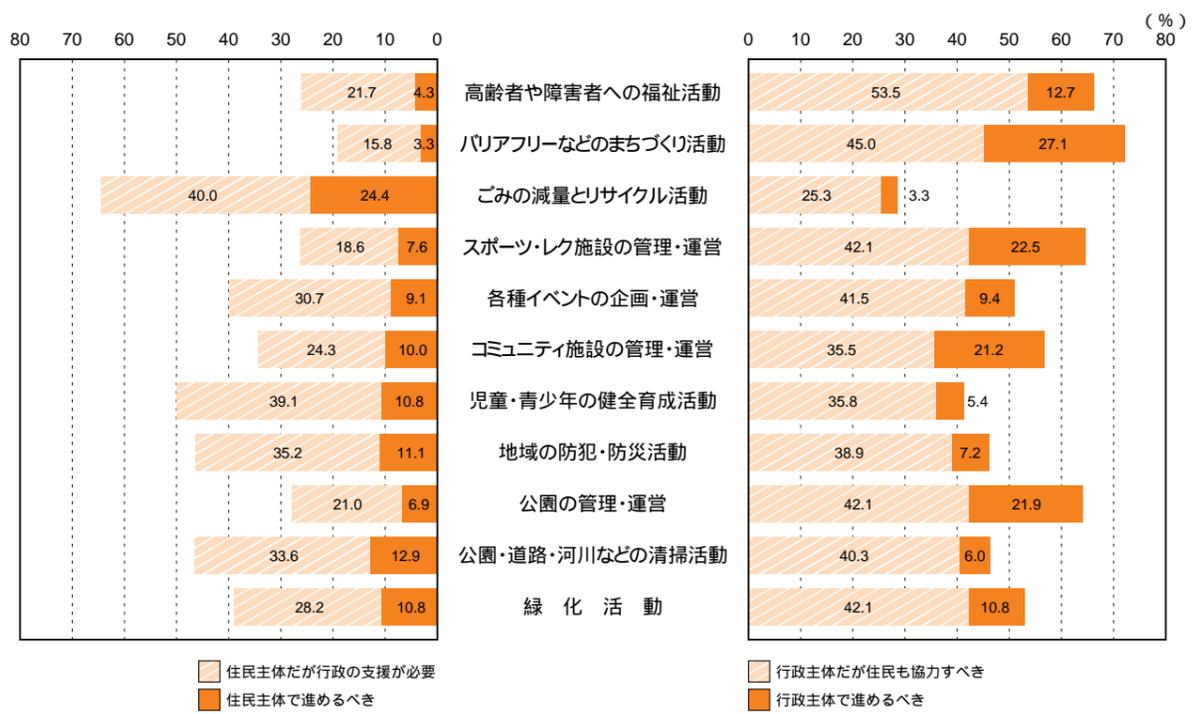
子育て支援では、「子育てがしやすい労働環境・職場環境の整備促進」が最も重視され、次いで「子育てに伴う経済的支援の充実」、「子供が生き生きと遊べる広場・公園等の整備」となっており、これら3項目が他に比べて圧倒的に多くの人が重要視しています。

子育てが始まる20・30代は経済的支援を最も必要としています。



住民参画のあり方

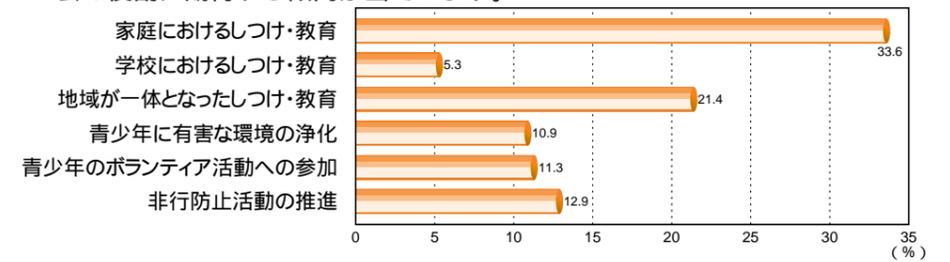
ごみの減量とリサイクル、児童・青少年の健全育成、公園・道路・河川などの清掃等は住民主体で取り組むべきと考える住民が多くなっています。バリアフリー等まちづくり活動や施設管理・運営については、行政主体で取り組むことが望まれています。



青少年育成

青少年育成については、「家庭におけるしつけ・教育」が最も多く、次いで「地域が一体となったしつけ・教育」となっており、学校への依存は低くなっています。

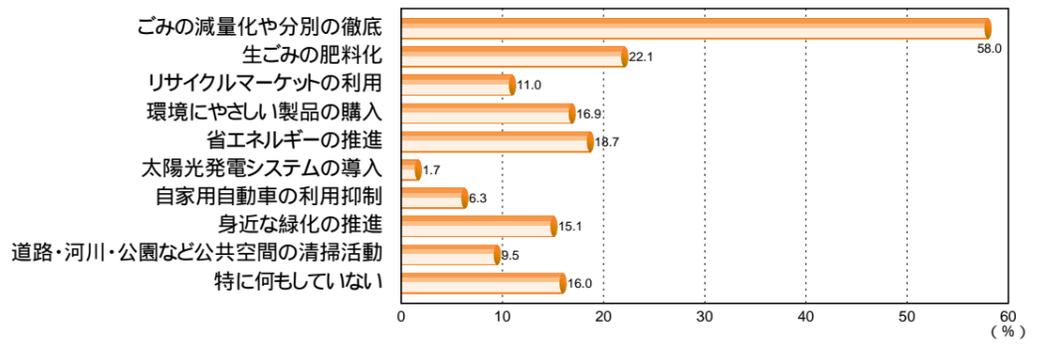
10代の回答では、「家庭によるしつけ・教育」という答えは比較的低く、「非行防止活動の推進」、「青少年に有害な環境の浄化」等、どちらかと言えば行政や社会の役割に期待する傾向が出ています。



環境保護

「ごみの減量化や分別の徹底」が群を抜いており、6割弱という値になっています。次いで「生ごみの肥料化」と「省エネルギーの推進」が続いています。

20代・30代はリサイクルマーケットを他の年齢層より強い利用意向を示しているほか、50代は緑化の推進を重要視しています。



文教・福祉政策等、住民生活環境について

福祉では、全体的に高齢者福祉に関する要望・意見が多くなっています。医療費、介護保険料、国民健康保険税等に対する要望も多くなりました。保育サービス等共働き家庭への行政による支援、妊婦検診等少子化対策への積極的対応も求められています。買物における不便を訴える人が多く、スーパー等、都市型のサービス・商業施設を誘致すべきとの声が多く寄せられています。ごみ袋が高い、分別回収が徹底されていない、ごみ回収が非効率、ごみ袋に名前を書く事はプライバシー上問題がある等と、ごみに関し多様な問題が提起されています。安全へのニーズも高く、特に、小学生の通学等における安全確保が求められています。

公共施設や生活基盤について

文教施設ではグラウンド、体育施設、図書館、コミュニティ施設等、福祉では保育所や高齢者施設、総合病院等多様な要望がありました。鉄道路線が異なり移動が不便なため、3町の公共施設や各地域を巡回するバス路線の整備を求める声のほか、鉄道とバスとの連絡の改善を求める意見もありました。幹線道路から生活道路、各地区間を結ぶ道路の新設や拡幅が求められる一方、道路の補修に関する意見も多く出ています。中途半端なハコモノではなく、きちんとした施設をひとつ設置し、また施設が一定の地域に偏らないように等、公共施設整備のあり方についても提言されています。

産業振興・雇用拡大について

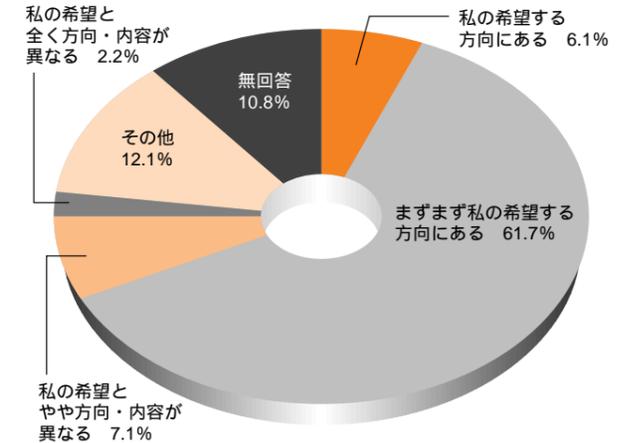
地域経済や社会の活性化のためにも、若者の働く場の確保が急務であるという認識があります。若者に限らず、中高年の雇用機会創出についての要望も多くなりました。雇用拡大には、工場誘致や農林水産業の振興といった意見もありますが、観光産業に着目したものが多くなっています。

行政サービスのあり方、行政改革等について

住民の多くがスリムな行政ときめ細かいサービスの両方を求めています。税金を引き下げ、かつ住民へのサービスの低下を招かないような効率的な行財政運営、無駄な事業の見直しによる経費削減、施設の統廃合等の意見があるほか、民間委託の活用といったものもありました。職員や議員の削減要望も多いほか、職員の能力向上や意識改革を求める意見もありました。苦情や相談を受け付ける窓口の設置を求める意見もありました。土日のサービス提供や、分館・支所の活用・行政手続等、きめ細かな行政サービスを期待する向きが少なくありません。

5. 新市将来構想への期待

全体の約7割は前向きに評価しているものと言えます。



6. 新市のまちづくりを進めていくにあたっての意見・要望

合計576件(記入率41.6%)にのぼる意見・要望が寄せられました。

合併のあり方、進め方等について

合併に向けた協議が住民の目線で住民のために尽くされ、合併に伴い生じる様々な壁を乗り越えて、よりよい結果が生まれることを多くの住民が望んでいます。一方、現在のままでよいといった考えや、身近な問題を解決することが先決という理由、他の合併の枠組の可能性等から、今回の合併への反対意見もありました。合併することは是認しつつも、3町の融和、地域エゴ、一部の地域の切り捨てや偏重、住民サービスの低下等への不安を訴える意見もありました。合併を進めるにあたっては、町と住民とのコミュニケーションが不可欠と考える意見も多く見られます。新市将来構想には、期待する声もあるものの、具体性や効果、実現可能性への不安・不満も出ています。合併後の新市の名称や庁舎についての意見も多くありました。

まちづくりのあり方について

若者が定住しやすいまちづくりと、高齢者が暮らしやすいまちづくりを望む声が多くなっています。若者にとって魅力的な施設のサービス、生活上の利便性向上策が必要という意見が多く、具体的には雇用の場の創出・確保が多くありました。高齢者の暮らしでは、年金や介護、医療等の各種福祉サービスの充実と、老後の生きがいづくりへの支援を望む意見が多くありました。これからの子供たちに対して、夢や希望をもつことのできる地域社会と、安全にすくすくと育つことのできる環境づくりも求められています。地域特性や、これまでの町のよさを活かすことが重要視されており、自然環境を守り、古きよきものを保存していくこと等が大切なものとして考えられています。秋田市の近郊としての立地上の特性を地域の活性化につなげていく提言もありました。

合併協定項目の状況

- 1 合併の方式
- 2 合併の期日.....目標期日を確認
- 3 新市の名称.....決定方法を確認
- 4 新市の事務所の位置
- 5 財産の取扱い.....財産及び債務の取扱いを確認
- 6 議会議員の定数及び任期の取扱い.....決定方法を確認
- 7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い.....決定方法を確認
- 8 地方税の取扱い
- 9 一般職の職員の身分の取扱い
- 10 特別職の身分の取扱い
- 11 条例、規則等の取扱い
- 12 事務組織及び機構の取扱い
(本庁組織、出先機関、付属機関)
- 13 一部事務組合等の取扱い
(一部事務組合、協議会、第三セクター)
- 14 使用料、手数料等の取扱い.....使用料等の取扱いを確認
- 15 公共団体等の取扱い
- 16 補助金、交付金等の取扱い
- 17 町名、字名の取扱い
- 18 慣行の取扱い
(市章、木・花・鳥・歌、憲章・宣言)
- 19 国民健康保険事業の取扱い
- 20 介護保険事業の取扱い
- 21 消防団の取扱い
- 22 行政区の取扱い
- 23 地域審議会の取扱い
- 24 各種事務事業の取扱い
 - 24 - 1 国際交流事業
 - 24 - 2 電算システム事業
 - 24 - 3 広報広聴関係事業
 - 24 - 4 納税関係事業
 - 24 - 5 消防防災関係事業
 - 24 - 6 交通関係事業
 - 24 - 7 窓口業務
 - 24 - 8 保健衛生事業
 - 24 - 9 障害者福祉事業
 - 24 - 10 高齢者福祉事業
 - 24 - 11 児童福祉事業
 - 24 - 12 保育事業
 - 24 - 13 生活保護事業
 - 24 - 14 その他の福祉事業
 - 24 - 15 社会福祉協議会
 - 24 - 16 健康づくり事業
 - 24 - 17 ごみ収集運搬業務
 - 24 - 18 環境対策事業
 - 24 - 19 農林水産関係事業
 - 24 - 20 商工、観光関係事業
 - 24 - 21 勤労者、消費者関連事業
 - 24 - 22 建設関係事業
 - 24 - 23 上水道、下水道事業
 - 24 - 24 公立学校の通学地域
 - 24 - 25 学校教育事業
 - 24 - 26 文化振興事業
 - 24 - 27 コミュニティ施策
 - 24 - 28 社会教育事業
 - 24 - 29 その他の事業
(総合計画・行政改革大綱などの各種計画・指定金融機関・入札制度等)
- 25 新市建設計画について.....新市将来構想・策定方針を確認

第8回までに確認された案件は赤色

新市名称募集

応募期間

平成15年12月22日
～平成16年2月11日まで

応募資格

3町の居住者又は出身者
小学生以上

応募方法

『新市の名称、ふりがな』『提案理由』『住所、氏名(ふりがな)、年齢、性別』『電話番号』『3町の出身者は出身地の町名』を明記のうえ、応募用紙、はがき、電子メール、ファックスにより合併事務局まで送付いただくか、応募用紙を3町役場等に設置している専用の応募箱に投函してください。

必要事項が記載されていないものは無効となる場合があります。

記念品

採用作品応募者の中から抽選により
名付け親賞・・・1名(5万円相当の記念品)

採用作品応募者の中で
上記抽選にもれた方の中から
優秀賞・・・10名以内(5千円の図書券)

結果の公表

新市名称は合併協議会において決定次第、合併協議会だより、合併協議会ホームページ、3町広報等でお知らせいたします。

詳しくは
募集チラシをご覧ください。

information インフォメーション

第9回合併協議会は、平成16年1月23日(金)午後2時から飯田川町公民館で開催します。
どなたでも傍聴できますのでお気軽においでください。